

確定申告などの際の障害者控除対象者の認定書を交付します

年齢65歳以上の方で精神または身体に障害のある方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受ければ、確定申告および住民税申告の際の障害者控除の対象となります。**介護保険の要介護などの認定を受けている方は**、その調査記録などをもとに障害者控除対象者認定基準により審査・判定を行い、該当する場合には「障害者控除対象者認定書」を交付していますので、必要な方は申請してください。
障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により障害者控除の対象となりますので、申請の必要はありません。

◆認定基準

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	◇一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 ◇屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	◇著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
障害者に準ずる	◇屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
非該当	◇何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立していて、独力で外出する。	◇何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。

- ◆認定基準日
所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。
- ◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課 ※申請者の印鑑を持参してください



＜認定書関係>市介護保険課 ☎43-8338 FAX30-0011
＜税控除関係>市税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411



高齢者福祉タクシー助成券～令和元年度から対象者の範囲などを拡充しました～

◆拡充内容

項目	平成30年度	令和元年度
【対象者】(注) 運転免許証を持っていない方 運転免許証を自主返納した方	◇80歳以上の方 ◇75歳以上の方のみで構成する世帯の方 ◇65歳以上の方のみで構成する世帯の方	75歳以上の方 65歳以上の方
【交付枚数】 (助成券1枚につき初乗運賃相当額を助成)	◇4～9月申請 12枚 ◇10～3月申請 6枚	◇4～9月申請 24枚 ◇10～3月申請 12枚
【使用制限】	タクシー1回の利用につき1枚	タクシー1回の利用につき2枚まで使用可(運賃が初乗運賃額の2倍以上となるときに限る。)

(注)次の方は該当しません。
◇自動車の運転免許証を保有している方
◇障害者福祉タクシー助成券の交付を受けている方
◇自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
※助成券を紛失した場合、再交付不可

- ◆申請方法
印鑑、本人確認書類(保険証など)、65歳以上で運転免許証を自主返納した方は「運転経歴証明書」、「申請による運転免許取消通知書」などの運転免許証を返納したことが分かるものをご持参の上、次の窓口にて申請してください。

◇市役所第二庁舎 2階 介護保険課
◇市役所千代川庁舎 1階 くらしの窓口課



市介護保険課 ☎45-8123 FAX 30-0011



事業主の方へ
償却資産の申告をお願いします

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに市長あてに申告する必要があります。法人の廃業などにより償却資産がなくなった場合にも減少の申告が必要です。
令和2年度分の償却資産の申告期限は令和2年1月31日(金)までです。期限内の申告をお願いします。
※虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合には地方税法の規定により罰せられることがあります

- ◆償却資産とは
固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産を言います。具体的には次のものなどが事業用資産です。
◇個人や会社で工場や商店、事務所などを経営している場合の機械類、事務機器類など
◇不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽などの外構工事
◇飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など



市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411

クリーンポート・きぬ
年末年始のごみ直接搬入日



クリーンポートきぬへの年内の搬入は、12月29日(日)までです。年始の搬入は令和2年1月6日(月)からできます。

- ◆搬入時間 午前9時～正午、午後1時～4時30分
◆搬入可能ごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
◆注意事項
◇年末年始は、大幅な混雑が予想されます。
◇可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは必ず分別してください
◇ごみ搬入時の車両は、構内渋滞および事故防止のため、2t積載車までとし、必ずシートなどをかけてください
◇家電リサイクル4品目のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は令和2年1月6日(月)以降に搬入してください。搬入する場合は、事前に郵便局で「家電リサイクル券」の購入を忘れずをお願いします。



クリーンポート・きぬ
☎43-8822 FAX 43-8825

太陽光発電設備を設置した方へ

- ◆償却資産としての申告
太陽光パネルなどを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象です。令和2年1月31日(金)までに償却資産の申告をお願いします。申告が必要となる方は次のとおりです。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	申告が必要	申告は不要
個人(事業用)、法人	申告が必要	

- ◆太陽光発電設備の特例
令和元年のうちに新たに太陽光発電設備を設置された方で、次に該当する方は地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の適用を受けることができますので、ご確認ください。

対象資産	自家消費型太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)
取得時期	平成30年4月1日～令和2年3月31日
課税標準の特例割合	◇発電出力が1,000kw未満のもの →2/3 ◇発電出力が1,000kw以上のもの →3/4
適用期間	課税の年度から3年度分
固定価格買取制度(FIT)の認定	認定を受けたものは 特例不可
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	補助を受けていることが特例の認定に必要



市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411

ごみ分別アプリをご活用ください



「下妻市ごみ分別アプリ」では、ごみに関するさまざまな情報を確認することができます。収集カレンダーやごみ分別辞典など、日々使える便利な情報を得ることができます。スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は、ぜひご活用ください。詳細は、市ホームページなどをご覧ください。次のQRコードからダウンロードできます。



Android用



iPhone用



市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 申請の事前相談実施

令和２年度「下妻市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」支給希望者の事前相談を行います。希望する方は、事前相談が必要です。

- ◆支給対象者 次の要件のいずれにも該当する方
- ◇市内に居住しているひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している
- ◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準である
- ◇養成機関で１年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込める
- ◇就業または育児と修業の両立が困難である
- ◇過去に高等職業訓練促進給付金に相当する支給を受けたことがない
- ◇令和元年度および過年度の市税、保育料の滞納がない
- ◆対象資格
看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
- ◆支給期間
修業期間の全期間(上限３年、一部上限４年)
- ◆給付額
- ◇住民税非課税世帯 月額 100,000円
- ◇上記以外 月額 70,500円
- ※修業年度の最後の一年間は支給額を４万円加算します
- ◆事前相談
生活の状況、資格取得への意欲および能力、資格取得の見込みの把握など給付金の必要性を確認するため、**令和２年３月２７日(金)**まで事前相談を行ないます。

※要予約

問 申 市子育て支援課
☎45-8120 FAX 30-0011



やりたいことが見つからない人のための「就職カレッジ」開催

- ◆実施日・会場
- ◇水戸会場
令和２年１月１６日(木)、２３日(木)、３０日(木)
いばらき就職支援センター[水戸市三の丸１-７-４１]
- ◇土浦会場
令和２年１月１４日(火)、２０日(月)、２８日(火)
土浦市亀城プラザ[土浦市中央２-１６-４]
- ◆時間 全日 午前９時３０分～午後４時３０分
- ◆内容 コミュニケーション、自己理解、業界・職種研究、求人票の見方など
- ◆対象 １５歳～おおむね４０歳代前半の求職者(各会場先着２０人)
- ※参加費無料、働いている方および学生も可
- ※セミナー終了後、希望する方には「就職活動証明」を発行します
- ◆申込方法 事前に氏名、年齢および電話番号をメールまたは電話

問 申 NPO法人雇用人材協会 ☎029-300-1738 (平日 午前９時～午後６時) FAX 029-300-1739

✉s-college@koyou-jinzai.org

家庭の水道設備の 凍結防止対策にご協力を

寒くなって気温が低下すると水道管やメーターが凍り、断水や破裂することがあります。

- ◆水道管が凍りやすい場所
- ◇水道管が「むき出し」になっている場所
- ◇日の当たらない場所
- ◇風当たりの強い場所



- ◆家庭でできる凍結防止対策
- ◇「むき出し」になっている水道管は、直接外気に触れないよう保温材を巻き付け、ひもで縛って固定し、その上から保温材が濡れないようにビニールテープなどで隙間なく重ねて巻いてください。
- ※保温材は市販されているものの他に毛布、発泡スチロールなどでも代用できます
- ◇メーターが入っているボックスの中に、発泡スチロールを細かく砕いたものや布切れなどを濡れないようにビニール袋に入れて、メーターを保護するようにしてください。

- ◆もし凍結してしまったら
蛇口が凍ってしまった場合は、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。
- ※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意してください

- ◆もし破裂してしまったら
メーターが入っているボックスの中にある止水栓を閉めて、水を止めてから市の指定工事業者へ修理を依頼してください。メーターが凍結し破損した場合は、無料で交換しますので市役所上下水道課にご連絡ください。
- ※市の条例により、緊急の工事であっても市の指定を受けていない業者が水道工事をすることはできません。必ず市指定工事業者であることを確認してから工事を依頼してください

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX 44-5312

年末年始のごみの収集



年末年始のごみの収集は、ごみ収集カレンダーのとおりです。必ずごみ収集カレンダーを確認の上、排出してください。

可燃ごみの年内最終収集日は、１２月３０日(月)、３１日(火)となります。また、年始のごみ収集は、令和２年１月６日(月)から開始となります。ご注意ください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

いばらき防災大学開講(水戸会場)

県で毎年開催している「いばらき防災大学」が水戸市・水戸市役所で開催されます。

防災に関する幅広い分野の講義や自主防災活動に役立つ内容です。ぜひ御参加ください。

- ◆日時
- 第１回令和２年２月 ８日(土) ９時３０分～
- 第２回令和２年２月 ９日(日) ９時２５分～
- 第３回令和２年２月１６日(日) ９時４５分～
- 第４回令和２年２月２２日(土) ９時４５分～

- ◆場所 水戸市役所 ４階 中会議室
[水戸市中央１丁目４番１号]

- ◆対象 県内に居住し、次のいずれかに該当する方
- ◇自主防災組織などに属し、防災活動を行う方
- ◇企業などで、防災関連の業務に従事する方
- ◇その他、防災活動に関心のある方

- ◆定員 先着２００人

- ◆内容
自主防災活動、風水害対策、地震対策などに関する講義(全４日間)など
- ※受講後、防災士試験の受験資格が得られます

- ◆受講料 無料
- ※防災士試験を受験する場合は実費負担がありますが、市では防災士取得費用の一部を助成していますので、お問い合わせください

- ◆申込方法 受講申込書を市役所消防交通課(本庁舎２階)に提出

- ◆申込締切 令和２年１月１０日(金)まで
- ※定員に達し次第受付終了

問 申 県防災・危機管理課
☎029-301-2885 FAX 029-301-2898
市消防交通課
☎43-2119 FAX 43-4214



野焼きは禁止(廃棄物の野外焼却)

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やしていませんか。

- ◇「煙や臭いで体調を悪くした」
- ◇「洗濯物や布団が外に干せない」
- ◇「火が大きくなって火災になるかと思った」



など野焼きを原因とする苦情がたくさん市に寄せられています。野焼きの煙や臭いは予想以上に遠くまで飛散し、知らないうちに多くの方にご迷惑をかけています。

野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止されています。(罰則規定：５年以下の懲役又は１,０００万円以下の罰金)

野焼きはしないで、廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。

- ◆ドラム缶やブロック積みなど簡易な焼却炉による焼却も禁止されています。
- ◆家庭から出るごみは市指定のごみ袋に入れ、各地区の集積所に出すか、クリーンポート・きぬへ直接搬入してください。
- ◆会社や店舗から出るごみは事業系一般廃棄物または産業廃棄物として処理してください。
- ◆産業廃棄物は専門の処理業者に依頼してください。

問 市生活環境課
☎43-8234 FAX 44-7833
◇休日や夜間の場合
１１０番または下妻警察署 ☎43-0110
◇火災の危険がある場合
１１９番または下妻消防署 ☎43-1551
※いずれも匿名の通報でも対応します

未就学児の保護者さまへ ふるさと交流館「リフレこかい」で遊ぼう

多目的ホール無料開放デーを設けました。室内遊具をご用意しお待ちしております。ぜひこの機会にご利用ください。

- ◆開催日
１月６日(月)、９日(木)、１３日(月)、２０日(月)、２７日(月)
- ◆開催時間 午前９時～正午
- ◆利用規則
原則、保護者１人につきお子さまは２人まで
- ※ご来場の場合は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。詳細は、お問い合わせください

問 ふるさと交流館 リフレこかい
☎30-0070 FAX 30-0070



発行◆下妻市役所〔〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地〕 編集◆秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)
HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

「市民活動情報掲示板」で情報発信

市立図書館に設置されている「市民活動情報掲示板」は、市内で活動するグループや団体の皆さまのために、イベント情報や会員募集などのチラシを掲示しています。イベントなどの周知や活動のPRにお役立てください。

- ◆掲示のメリット
会員募集やイベント開催などがPRでき、広く活動情報を発信できます。
- ◆掲示できるチラシ
次の(1)から(3)までの要件を全て満たす必要があります。営利を目的にしない団体に限ります。
- (1) 市民活動情報および市民活動団体の紹介などに関する広報物であること。
- (2) 1 団体につき1 枚までとし、A4 用紙の縦向きであること。
- (3) 宗教的活動、政治的活動に該当しないこと。
- ※掲示期間は利用申込日から3 カ月以内、イベントについてはイベント終了までとなります
- ◆申込方法
利用申込書および掲示希望のチラシ2 部を添えて、市役所市民協働課(本庁舎2 階)までお申し込みください。利用申込書は市民協働課窓口備付けの様式、または市ホームページからダウンロードした様式をご利用ください。

問 申 市民協働課 ☎43-2114 FAX 43-1960

シルバー人材センター 「入会説明会」開催



市内にお住まいで、健康で働く意欲のある60歳以上の方は、ぜひご参加ください。
あなたの経験を活かせる仕事多数あります。

- ◆日時 1月8日、22日、2月12日、26日
全日水曜日 午前10時～
- ◆申込方法 事前に電話または直接窓口で、お申し込みください。

問 申 公益社団法人下妻地方広域シルバー人材センター
☎44-3198 FAX 44-6897

道路工事にご協力を

市内において道路工事を実施します。工事期間中は全面通行止めなどの交通規制を実施する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

- ◆工事期間 1月上旬～3月下旬(予定)
- ◆工事箇所 次の図のとおり



【大園木地内(道路改良工事)】

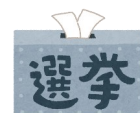


問 市建設課 ☎45-8126 FAX 43-2945

吉田用水土地改良区総代総選挙

任期満了による吉田用水土地改良区の総代総選挙を行います。

- ◆選挙期日 2月2日(日)
- ◆投票時間 午前7時～午後5時
- ◆投票場所 吉田用水土地改良区事務所
[八千代町大字菅谷1187-1]
- ◆立候補届出期間 1月23日(木)、24日(金)
午前8時30分～午後5時
- ◆立候補届出場所 吉田用水土地改良区事務所
[八千代町大字菅谷1187-1]
- ◆選挙すべき総代の数 3人



問 吉田用水土地改良区
☎48-0029 FAX 48-0465

プレミアム付商品券の購入引換券の 申請期限が近づいています

市では、国の消費税率の引上げに伴う家計への影響の緩和や地域における消費の下支えのため、プレミアム付商品券を発行しています。

- ◆購入できる方(①、②のいずれかに該当する方)
- ①令和元年度の住民税非課税者(住民税課税者の扶養者や生計同一者、生活保護受給者は除きます)
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に出生した児童がいる世帯主

- ◆プレミアム付商品券の販売額
1冊4,000円(1,000円券×5枚綴、5,000円分の商品券)
- ※①、②それぞれ1人につき最大5冊まで

- ◆商品券購入方法と販売期限
市内の郵便局でプレミアム付商品券購入引換券と身分証明書(免許証、健康保険証など)を提示して購入できます。
令和2年2月28日まで ※土・日曜日、祝日を除く

- ◆プレミアム付商品券購入引換券の申請
- ①非課税者分に該当すると思われる方には7月に申請書を送付しています。商品券の購入を希望する場合には、同封の返信用封筒で郵送または市福祉課に持参してください。審査後、対象者にプレミアム付商品券購入引換券を交付します。
- ②子育て世帯分の対象の方には申請書の提出は不要のため、対象児童分のプレミアム付商品券購入引換券を世帯主の方へ10月までに送付しています。

- ◆購入引換券申請期限、受付場所
令和2年1月31日まで
市役所福祉課(第二庁舎1階)



- ◆商品券の使用可能期限
令和2年3月31日まで

- ◆商品券で購入できない商品
不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、国税、地方税や使用料などの公租公課

- ◆商品券の利用可能店舗
プレミアム付商品券の利用登録をしている店舗

問 申 市企画課(商品券事業)
☎43-2113 FAX 43-1960
市福祉課(購入引換券交付申請)
☎43-8249 FAX 43-6750

使用済農ポリの回収を有料で行います

農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、使用済農業用ポリエチレン(農ポリ)の回収を有料で行います。農ポリを搬入するにあたっては、産業廃棄物処理委託契約の締結が必要ですので、農ポリ排出事業者(農業者)の方は、事前に市役所農政課までご連絡ください。

- ◆回収日時 1月28日(火)午前9時～午後3時
※28日の搬出が難しい方はご連絡ください

- ◆回収場所
JA常総ひかり 千代川野菜集出荷所[別府1240]
☎43-7626

- ◆費用
◇回収する農ポリ 24円/kg
◇農家登録料 1,000円(7月に登録済みの方は不要)

- ◆持ち物
印鑑

- ◆回収できる使用済農ポリの種類
◇農業用ポリエチレンフィルム(農ポリ)
◇農業用ポリオレフィン系フィルム(農PO)
◇農業用酢酸ビニルフィルム(農サクビ)
◇育苗箱(10枚単位で束ねてお持ちください)
◇肥料空袋など

- ◆回収できないもの
あぜシート、不織布(パオパオなど)、マイカ線など

- ◆分別と仕分け
◇農ポリ、農PO、農サクビ、肥料空袋ごとに分別してください。
◇土砂、作物の残りがす、留金などの金属片、木片などを除去してください。
※適正な荷姿でないもの、異物の混入しているものは回収できません

問 市農政課 ☎44-0729 FAX 43-3239

広報しもつま

『わがやのにんきものコーナー』 掲載希望者募集



- ◆対象年齢 市内在住の1～3歳のお子さま
- ◆掲載内容 写真およびメッセージ
◎詳しくは、お問い合わせください。

問 申 市秘書課 ☎43-2112 FAX 43-1960